

意見書案第2号

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）は、国内に居住する日本国籍を有する者である限り、解約や脱退など認められていない。しかし、年金加入期間がある日本国籍を有しない者は、日本を出国する際、脱退一時金を請求することができる。この脱退一時金の裁定件数は増加傾向にあり、令和3年度には9万6千件に達し、過去10年の累計は72万件を超えている。

入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことが可能となっており、日本の永住資格を持つ外国人においても脱退一時金の申請を妨げる制度とはなっていない。

年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要であるが、脱退一時金の請求と同時に年金受給資格も喪失する。しかし、同制度は再入国を妨げていないため、後に日本で再度就労した場合、再び年金制度に加入することになる。仮に、再入国後、日本に在留を続け、生活が困窮した場合は生活保護の受給対象となる。

外国人労働者の産業別内訳は、製造業を筆頭に卸売業、小売業並びに宿泊業、飲食サービス業、建設業など雇用の流動性が高く派遣労働が多い職種となっている。日本国籍を有する者は、公的年金を脱退することはできず、特に派遣社員が雇い止めとなった場合、外国人労働者との間に大きな格差が生じている。この現状を放置することは、国民に強い不公平感を生じさせ、無年金又は低年金となる外国人の増加は、将来的に地方の財政負担の増大につながってしまう。

よって、逗子市議会は国に対し、脱退一時金の請求に当たっては、永続的に日本へ再度帰国しない前提であるという制度の趣旨に立ち返り、実態の把握に努め、地方財政を圧迫しないよう、制度の是正を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月14日

逗子市議会